

地方公共団体に対する寄付金控除の概要(平成24年度より)

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、平成23年中の寄付金に対する、平成24年度個人住民税の寄付金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引下げられます。これによって寄付金控除がより身近なものになります。

	改正前	改正後
対象となる地方公共団体の寄付金	都道府県又は市区町村	改正前と同じ
控除方式	税額控除方式 税率(10%)を掛け、税額を算出した後で控除する方式	改正前と同じ
控除率	地方公共団体に対する寄付金のうち、適用下限額(5千円)を超える部分について一定の限度まで所得税とあわせて全額控除 控除額の計算方法 1と2の合計額を住民税額(所得割)から控除します。 1. 基本控除額 (寄付金額-5千円)×10%(市民税:6%+県民税:4%) 2. 特例控除額 (地方公共団体に寄付をした場合の上乗せ) (寄付金額-5千円)×(90%-寄付者の所得税の税率:0~40%) 注意:2の額は個人住民税所得割額の1割を限度とします。	地方公共団体に対する寄付金のうち、 適用下限額(2千円) を超える部分について一定の限度まで所得税とあわせて全額控除 控除額の計算方法 1と2の合計額を住民税額(所得割)から控除します。 1. 基本控除額 (寄付金額- 2千円)×10%(市民税:6%+県民税:4%) 2. 特例控除額 (地方公共団体に寄付をした場合の上乗せ) (寄付金額- 2千円)×(90%-寄付者の所得税の税率:0~40%) 注意:2の額は個人住民税所得割額の1割を限度とします。
控除上限額	総所得金額等の30% (地方公共団体に対する寄付以外の寄付金との合計額)	改正前と同じ
適用下限額	5,000円	2,000円

※寄付金控除の計算例

曳山 万歳さんの場合

給与収入:550万円、4人家族(夫婦、子供2人)、所得税率:10%、住民税所得割額:176,300円

寄付金2万円の場合

所得税の所得控除

$$(20,000 - 2,000) \times 10\% = 1,800円$$

住民税の税額控除

1. 基本控除額

$$(20,000 - 2,000) \times 10\% = 1,800円$$

2. 特例控除額

$$(20,000 - 2,000) \times (90\% - 10\%) = 14,400円$$

上限:住民税所得割額の1割 **17,630円**

$$14,400円 < 17,630円$$

よって、特例控除額は**14,400円**となります

1と2から、**1,800円 + 14,400円 = 16,200円**が住民税の税額控除になります

以上により、寄付金2万円の場合、所得税の所得控除は**1,800円**、住民税の税額控除は**16,200円**の控除が受けることができます